

## 新しい学習指導要領

### ～小学校「外国語活動」「外国語」～

学校は教育課程を編成し、こどもたちに教育をする機関です。教育課程とは、こどもたちにとって必要な教育のあり方を具体化するためのものであり、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てられます。

憲法第26条には、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と書かれています。各学校において、こどもたちが教えられる内容が大きく異なることは、避けなければならないことです。

そこで、必要となるものが、各学校で組み立てられる教育課程の基準を大綱的に定めた学習指導要領です。この役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することです。

新しい学習指導要領は、平成32年度から完全実施されますが、本年度から移行措置が開始しました。今回の学習指導要領は、一説には60年ぶりの大整備と言われています。さまざまな内容が大きく変わりました。道徳につきましては、すでにご紹介しました。今回は、小学校における外国語科について、ご紹介します。

小学校に外国語が導入された趣旨の一部は以下の通りです。

- グローバル化が進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が課題となっている。
- 向上を円滑に図るため、小学校中学年から外国語活動を導入し、「聞くこと」「話すこと」を中心とした活動を通じて外国語に慣れ親しみ外国語学習への動機付けを高めた上で、高学年から発達の段階に応じて段階的に文字を「読むこと」、「書くこと」を加えて総合的・系統的に扱う教科学習を行うとともに、中学校への接続を図ることを重視する。

教育は、未来への期待を形にしたものでもあります。未来への期待を、「夢」ということばで置き換えられるならば、本課には、大きな夢があります。それは、小学校の外国語活動や外国語科、中学校の外国語科を通じて、外国の方々とのコミュニケーションができる能力をすべてのこどもが持ち、ひとりひとりのこどもたちが、さらに可能性と豊かな未来を拓げていくことです。

平成 30 年 6 月 11 日

長与町教育委員会学校教育課